

報道関係者 各位

令和6年2月13日
岩沼市政策部総合戦略課

岩沼市職員への懲戒処分(戒告)について

1 被処分者
健康福祉部職員（50代・男性）

2 処分内容
戒告

3 処分年月日
令和6年2月9日

4 事案の概要

被処分者は、管理監督職としての事務掌理、所属職員の指揮監督に関する職務義違反及び怠慢が認められ、結果として、消費税非課税事業における消費税の誤払を惹起させることとなりました。

これらの行為は、市職員の信用を著しく失墜させ、公務に対する市民の信頼を裏切る行為であることから、地方公務員法第29条第1項第2号の規定に基づき、戒告の懲戒処分としたものです。

【問合せ】

岩沼市 総務部総務課人事職員係 鈴木

電 話：0223-23-0185

メール：jinji@city.iwanuma.miyagi.jp